

ホッとだより

令和2年度
第2号
【7月発行】

新型コロナウイルス感染症の

影響に伴う介護保険料の

減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、次の減免事由①又は減免事由②に該当する場合は介護保険料が減免されます。

減免の対象となる方

【減免事由①】

第1号被保険者(65歳以上)の方で、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病(1カ月以上の治療を有すると認められる場合)を負った場合

【減免事由②】

第1号被保険者(65歳以上)の方で、新型コロナウイルス

感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当する場合

ア 令和2年中に減少が見込まれる事業収入等のいずれかの減少見込額が令和元年中の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得合計額が400万円以下であること。

減免の対象となる保険料

令和元年度分および令和2年度分の保険料であって、普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、年金の支払日)が令和

2年2月1日から令和3年3月31日までの間の保険料

減免となる保険料額

【減免事由①の場合】

減免の対象期間となる保険料の全額

【減免事由②の場合】

左記のとおり



減免対象者の例

■ 漁業

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少。

■ 飲食業

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛で来客が大幅に減少。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少した場合は、下記の担当まで

【計算式】

対象保険料額 (A×B/C) × 減免割合

【対象保険料額】

- A: 減免対象者の保険料額
B: 減免対象者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合は、その合計額)
C: 減免対象者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

【減免割合】

- ①主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が200万円以下であるとき
⇒ 減免割合は 10/10
②主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が200万円を超えるととき
⇒ 減免割合は 8/10

※ただし、事業を廃止または失業した場合は所得金額に関わらず、10/10となります。

相談受付

市介護保険担当 (窓口17番)

電話 (23) 6111

内線2184 (鈴木・後藤)

申請期間

令和3年5月末まで受付しています。

必要な書類

- ①主たる生計維持者の事業収入等の減少の原因が分かる書類
②主たる生計維持者の令和元年中の収入が分かる書類 (確定申告書の控えなど)
③主たる生計維持者の令和2年1月から減免申請する月までの収入が分かる書類
④印鑑

遠慮なくご相談下さい。後期高齢者医療保険料についても減免となる場合がありますのでお気軽にお問合わせ下さい。